

平成25年度事業計画書

平成25年4月1日

施設名	新潟市老人憩の家「鳥屋野荘」
団体名	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会
団体所在地	新潟市中央区東幸町1番3号
代表者名	会長 石川 義成
電話番号	
FAX番号	
Eメール	

1. 基本方針

- ①地域の高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る。
- ②新潟市老人憩の家の利用者が、平等利用ができるよう努める。
- ③新潟市老人憩の家を事業計画に沿って適正に管理を行ない、地域との交流を図る。

2. 職員（管理人）の配置及び勤務時間割表

①施設管理

配置人員 2人

a) 全日勤務者

氏名

住所

b) 半日勤務者

氏名

住所

②勤務時間（形態）

a) 全日勤務者（週40時間勤務） 1名

b) 半日勤務者（週20時間勤務） 1名

※午前8時45分～午後5時00分まで、休憩等を調整して勤務する。

3. 施設利用における事前準備

4. 日常業務

①「憩の家」施設の維持管理

- ・開錠，施錠（夜間は機械警備）
- ・施設設備補修や備品修繕の必要がある場合，所管する区の健康福祉課へ連絡をする。

②利用の許可及び利用状況の把握

<利用の許可業務>

- ・来所者の「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」を確認し，男女別利用人数を記録する。
- ・利用日誌の作成
- ・利用者のトラブルに関して，公平な立場で対応する。
- ・個人情報の保護を徹底する。

③浴室等の給湯，ボイラー運転（資格不要）

④浴槽水の水質管理（残留塩素濃度の管理・記録）

⑤室内及び敷地内の整理整頓，清掃，安全点検

⑥浴室等の清掃（毎日完全換水。ろ過機等の洗浄や消毒）

⑦公衆浴場自主点検表，日々の利用内容を整理する。

5. 月間業務

① 1ヶ月の日誌を作成し，中央区役所健康福祉課へ報告する。

② 3ヶ月に1度，予算執行状況を報告する。

③ 屋内外の安全点検をする。

6. 年間業務

① 会計年度終了後，2ヶ月以内に決算報告書を中央区役所健康福祉課へ提出し，残額が生じた場合は，新潟市に返納する。

7. 管理運営委員会を年1回開催し，より良い管理運営を目指す。

問題が生じた場合は，適宜開催し早期解決を目指す。

8. 休所日，利用時間の変更に関する業務

休所日，利用時間を変更する必要がある場合は，速やかに市長に報告し了承を得る。

9. 入浴時間及び洗髪の可否について

新潟市老人憩の家「鳥屋野荘」の入浴時間及び洗髪について

a) 入浴時間 午前11時00分～午後2時30分

※ただし、日曜日1週おきの浴槽配管洗浄日については

午前10時00分～午後0時00分

b) 洗髪の可否 男性 否

女性 否

否理由：配水管が細いため（詰まり防止）

10. 開館時間及び休所日設定

①開館時間 午前9時00分～午後4時30分

②休所日

a) 毎週月曜日

b) 祝日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日も）

c) 1月 1日～ 3日

d) 8月13日～15日

e) 12月29日～31日

11. 個人情報の保護

①個人情報が記載されている書類を適切に管理し、個人情報の漏洩防止の徹底を図る。

②役員並びに職員は業務上知り得た情報について、守秘義務を遵守するよう徹底し、退職後も同様とする。

12. 緊急時対策

・年2回避難訓練を実施するとともに、日頃から利用者の安全に心掛ける。

・また、利用者の体調に急変その他緊急事態が生じた際は、すみやかに119番通報をするなど適切に対処し、利用者の家族に連絡する。

13. 要望・苦情対応

①利用者等から苦情が出た場合、軽微な事項については、職員（管理人）が即対応し、すぐには対応できないような場合には後ほど回答するなど、丁寧な対応に努める。

②また、利用者等から要望や苦情を受けた場合は、すみやかに管理運営委員会を開き、話し合いのうえ迅速な解決に努める。

③管理運営委員会の話し合いでは判断しかねる事項については、中央区役所健康福祉課及び関係機関等へ即時に連絡し、判断を仰いだうえで解決に努める。